

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

(令和8年7月公表)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.9%
全職員	70.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の給・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.7%
本庁課長相当職	99.0%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	97.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	105.8%
31～35年	93.9%
26～30年	90.5%
21～25年	88.1%
16～20年	93.2%
11～15年	89.0%
6～10年	75.4%
1～5年	95.4%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。